平成２６年（フ）第９１号
長崎県長崎市上小島２丁目13番73―108号
債務者　安藝　尚太
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
長崎県大村市桜馬場２丁目336番地５　桜山Ｅ号室、前住所長崎県大村市小路口町769番地５　小路口アパート４号棟201号
債務者　山口　智広
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
長崎県大村市池田２丁目905番地６、前住所長崎市辻町10番29号
債務者　大日方祐次
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
鹿児島県枕崎市立神北町21番地
債務者　藤崎　浩二
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第９８０号
大阪市平野区西脇１丁目３番27号
債務者　石井　慎一
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４１９号
大阪市西成区南津守７丁目18番22号　マンション朋栄503号室
債務者　磯﨑　麻奈
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３５号
大阪市平野区瓜破１丁目１番11―425号
債務者　石川　裕香（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５４２号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番３号　レインボーハウス512号室
債務者　山田　昌宏
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４号
北海道紋別市南が丘町３丁目13番18号
債務者　大友　峰子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月19日午後２時30分
旭川地方裁判所紋別支部

平成２６年（フ）第５４５号
神奈川県大和市柳橋５丁目13番地18　ウインベルソロ桜ケ丘９―406号
債務者　都積　哲人
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４号
愛知県田原市石神町森下67番、68番合筆地
債務者　藤村眞理子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

財産状況報告集会等期日変更

平成２５年（フ）第９２号
鹿児島県志布志市有明町野井倉1804番地１　ハーレーハイツＥ棟、従前の住所鹿児島県鹿屋市野里町3485番地４
破産者　永田　　健
1　主文　平成26年６月26日午後２時30分の財産状況報告集会・一般調査・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日を平成26年６月19日午後１時30分に変更する。
2　決定年月日　平成26年４月21日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２号
鹿児島県曽於市末吉町岩﨑4845番地２、前住所広島市西区中広町１丁目９番５―402号
破産者　徳増憲太郎
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
沖縄県糸満市字真栄里1430番地の１　フォレスター202号室、破産手続開始決定時の住所沖縄県糸満市字潮平110番地の２
破産者　大城　　判
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２５０３号
札幌市北区北25条西４丁目１番24―904号
破産者　道順理枝子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４８号
宮城県柴田郡大河原町字西桜町19―14、破産手続開始決定時の住所仙台市太白区袋原３丁目１番28号
破産者　岡戸芳三郎
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係